

法人税

4 - 3 会社標本調査結果

会社標本調査の説明

- この表は、平成 16 年 6 月 30 日現在の法人について、標本調査により調査したもののうち、福岡国税局分の必要な計数について取りまとめたものである。
- 調査の対象は、平成 16 年 6 月 30 日現在の次に掲げる内国普通法人で、平成 15 年 2 月 1 日から平成 16 年 1 月 31 日までの間に事業年度が終了したものである。
ただし、休業及び清算中の法人、中間法人並びに特殊な法人は除外している。
(1) 株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、協業組合及び特定目的会社（以下「会社等」という。）
(2) 相互会社、医療法人及び企業組合
- 調査の方法は、全税務署について資本金階級別に、次の抽出率で標本法人 2,492 社を抽出し調査したものである。

区 分		平均抽出率
会 社 等	資本金 500 万円未満	1.2%
	” 500 万円以上	1.6%
	” 1,000 万円以上	1.2%
	” 5,000 万円以上	5.2%
	” 1 億円以上	40.4%
	” 10 億円以上	100.0%
そ の 他 の 法 人	相互会社	100.0%
	医療法人	6.8%
	企業組合	31.3%
全 法 人 の 平 均		2.2%

法人税

4 - 3 会社標本調査結果

4 業種分類は次のとおりである。

業 種	産 業 分 類
農 林 水 産 業	農業、林業、漁業、水産養殖業
鉱 業	鉱業
建 設 業	総合工事業、職別工事業、設備工事業
製 造 業	
織 維 工 業	繊維工業、衣服・その他の繊維製品製造業
化 学 工 業	パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業
鉄鋼金属工業	鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業
機 械 工 業	一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業、輸送用機械器具製造業
食料品製造業	食料品製造業、飲料・飼料製造業
出版印刷業	新聞業、出版業、印刷・同関連産業
その他の製造業	上記以外の製造業
卸 売 業	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業
小 売 業	各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、自動車・自転車小売業、家具・じゅう器・機械器具小売業、その他の小売業
料理飲食旅館業	一般飲食店、遊興飲食店、宿泊業
金 融 保 険 業	銀行業、協同組織金融業、貸金業、投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業
不 動 産 業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業
運輸通信公益事業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、通信業、放送業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業
サ ー ビ ス 業	情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業（新聞業、出版業を除く）、医療、福祉、教育、学習支援業、専門サービス業、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、その他の事業サービス業、その他のサービス業、分類不能の産業
その他の法人	企業組合、相互会社、医療法人

5 統計表利用上の注意

この調査は標本調査のため、調査対象法人の確定申告書等から得た標本値に、標本抽出率の逆数を乗じて全体の法人企業の総数、資本金、営業収入金額等を推計しているため、他の税務統計の関連数値とは一致しない。